

<p>一（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p>			<p>害・救急医療情報システム）の運営に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（委員謝金）、旅費（委員旅費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
<p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p>	<p>一</p>	<p>1 か所当たり 29,625 千円</p>	<p>救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記</p>	<p>2 分の 1</p>

				経費に該当するもの。)	
	ナ 救急患者退院コーディネーター事業	—	1 か所当たり  9,724 千円×事業月数 / 12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。)	3分の1
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	—	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。 (1)周産期医療協議会 637 千円 (2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (3)相談事業 ① 専門相談設置費 264 千円×実施月数 ② 啓発普及費 193 千円  (4)周産期医療関係者の研修事業 874 千円  (5)周産期医療調査・研究事業	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1

		1,005 千円		
		(6)NICU入院児支援事業		
		5,510 千円		
		(7)搬送コーディネーター事業		2分の1
		29,625 千円		
イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準に当てはめて計算して得た額とする。  ①MFICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,008 千円×病床数×事業月数/12  (イ) (ア)以外の民間病院等の場合 5,883 千円×病床数×事業月数/12  ②NICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象とならない民間病院等 3,419 千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>③GCU運営費 (ア)特別交付税措置の対象とならない民間病院等 1,584千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ)搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>		
	地域周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準にあてはめて計算して得た額とする。</p> <p>①MFICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 8,658千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ)(ア)以外の民間病院等の場合 12,533千円×病床数×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 4,887千円×病床</p>	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>数×事業月数/12</p> <p>(1)(7)以外の民間病院の場合 8,762千円×病床数×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,408千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(2)搬送受入促進事業 1日につき1人あたり 13,570円</p>		
		<p>(3)母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 17,917千円×事業月数/12とする。 （ただし、地域周産期母子医療センターについては、都道府県内に所在する総合周産期母子医療センターが母体救命強化加算の要件を満たさない場合に限る。）</p>	関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費	3分の1
ウ 新生児医療担当医		新生児1人あたり 10,000円	NICUにおいて新生児を担当する	3分の1

確保支援事業		(NICU入院初日のみ)	医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	
エ 地域療育支援施設運営事業		1か所につき、次により算出された額 23,655千円×事業月数/12 ※4床以上整備する場合は、1床あたり7,885千円を増額する。 (ただし10床を限度とする。)	地域療育支援施設運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕量、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	2分の1
オ 日中一時支援事業		(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日中一時支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬	3分の1

			<p>(2) 看護師等確保経費 1日 6,350円</p>	<p>材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p> <p>(2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	<p>次の(1)から(8)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 看護職員専門分野研修 定員1人あたり 105千円</p> <p>(2) 中堅看護職員実務研修 次のア及びイの合計額とする。 ア 短期研修 1実施単位あたり 604千円 イ 中期研修</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>中堅看護職員実務研修の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	定額

1か所当たり  
3,192千円

(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業  
次のア及びイの合計額とする。

ア がん  
1,966千円  
イ 糖尿病  
1,966千円

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役員費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

(4) 看護教員養成講習会事業  
次のア～エの合計額とする。

ア 看護教員養成講習会  
定員30人  
7,056千円  
定員30人以上1人増す毎に  
230千円

看護教員養成講習会事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

イ 教務主任養成講習会  
定員1人につき  
404千円

ウ 保健師・助産師  
教員養成講習会  
定員 1 人につき  
280 千円

エ 他県受入加算  
受入人数 1 人ごとに  
20 千円

(5) 看護教員継続研  
修事業  
1,219 千円

看護教員継続  
研修事業の実  
施に必要な報  
償費、旅費、  
委託料（上記  
経費に該当す  
るもの。）

(6) 実習指導者講習  
会事業  
2,178 千円

実習指導者講  
習会事業の実  
施に必要な報  
償費、旅費、  
委託料（上記  
経費に該当す  
るもの。）

(7) 協働推進研修事業  
1 か所当たり  
6,398 千円

協働推進研修  
事業の実施に  
必要な賃金、  
報償費、旅費  
、需用費（消  
耗品費、印刷  
製本費、会議  
費）、役務費  
（通信運搬費  
）、使用料及  
び賃借料、備  
品購入費、委

		(8) 潜在看護職員復職 研修事業 1 か所当たり 1,481 千円	<p>託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>潜在看護職員復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
イ 新人看護職員研修事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名するとき 440 千円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p>	2分の1

イ 新人看護職員  
が2名以上のと  
き

630 千円

(注)

新人看護職員数は  
、当該年度の4月末  
日現在における在職  
者数とし、上限を70  
名とする。

(2) 教育担当者経費  
新人看護職員5名  
ごとに

215 千円

(3) 医療機関受入研  
修事業

ア 1名～4名を受  
け入れる場合

1施設当たり

113 千円

イ 5名～9名を受  
け入れる場合

1施設当たり

226 千円

ウ 10名～14名を  
受け入れる場合

1施設当たり

566 千円

エ 15～19名を受  
け入れる場合

新人看護職員  
研修事業の実  
施に必要な研  
修責任者経費  
(謝金、人件  
費、手当)、  
報償費、旅費  
、需用費(印  
刷製本費、消  
耗品費、会議  
費)、使用料  
及び賃借料、  
備品購入費

新人看護職員  
研修事業の実  
施に必要な教  
育担当者経費  
(謝金、人件  
費、手当)

医療機関受入  
研修事業の実  
施に必要な教  
育担当者経費  
(謝金、人件  
費、手当)、  
需用費(消耗  
品費、印刷製  
本費、会議費  
、図書購入費  
)、役務費(通  
信運搬費、  
雑役務費)、  
使用料及び賃  
借料、備品購  
入費

1 施設当たり  
849 千円  
オ 20 名以上受け入  
れる場合  
1 施設当たり  
1, 132 千円  
カ 受け入れる新人  
看護職員数が 20  
名を超える場合  
1 名増すごとに  
45 千円

(注)

1 医療機関受入研  
修事業は複数月で実  
施すること。

2 医療機関受入研  
修事業における受入  
人数の上限は 30 人と  
する。

次の(4)から(6)によ  
り算出された額の合  
計額とする

(4)多施設合同研修事  
業  
2, 019 千円

多施設合同研  
修事業の実施  
に必要な賃金  
、報償費、委  
員等旅費、需  
用費（消耗品  
費、印刷製本  
費、会議費）  
、役務費（通  
信運搬費、雑  
役務費）、使  
用料及び賃借  
料、備品購入  
費（演習用に  
限る。）、委

		(5) 研修責任者研修事業 2,343 千円	託料（上記経費に該当するもの。）  研修責任者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		(6) 新人看護職員研修推進事業 次のア及びイの合計額とする ア 協議会経費 4,615 千円 イ アドバイザー派遣経費 1 か所当たり 340 千円	新人看護職員研修推進事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ウ 病院内保	—	各病院内保育施設に	病院内保育所	3分の1

育所運営事業

つき、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。

(1) 基本額

ア A型特例

1人×180,800円

× 運営月数

イ A型

2人×180,800円

× 運営月数

ウ B型

4人×180,800円

× 運営月数

エ B型特例

6人×180,800円

× 運営月数

(2) 加算額

ア 24時間保育を行っている施設

20,080円×運営日数

イ 病児等保育を行っている施設

193,070円×運営月数

ウ 緊急一時保育を行っている施設

20,080円×運営日数

エ 児童保育を行っ

の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）

		<p>ている施設 10,930円×運営日 数</p>		
エ 看護職員 確保対策特 別事業	一	厚生労働大臣が必要 と認めた額	総合的な看護 職員確保対策 特別事業に必 要な報酬、賃 金、報償費、 旅費（外国旅 費を含む。） 、需用費（消 耗品費、印刷 製本費、食糧 費（会議費） 、光熱水費） 、役務費（通 信運搬費、保 険料、広告料 ）、委託料、 使用料及び賃 借料、備品購 入費	定額
オ 訪問看護 推進事業		<p>次の(1)から(10)によ り算出された額の合 計額とする。</p> <p>(1)訪問看護推進協議 会 次のアからウにより 算出された額の合計 額とする。</p> <p>ア 訪問看護推進協 議会経費 531千円</p> <p>イ 事務局(訪問看護 推進室)経費 2,581千円 (ただし、新規に設</p>	訪問看護推進 協議会及び事 務局(訪問看 護推進室)の 運営に必要な 報酬、賃金、 報償費、旅費 、需用費(消 耗品費、印刷 製本費、会議 費)、役務費 (通信運搬費 )、使用料及	2分の1

置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)

ウ 実態調査費  
1,834 千円

(2)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修  
次のア及びイにより算出された額の合計額とする。

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修  
1,258 千円

イ 医療機関の看護師の研修  
319 千円

(3)在宅ターミナルケア研修

び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)

実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)

訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)

在宅ターミナルケア研修の

1か所当たり	247千円	実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(4)在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）
(5)在宅ターミナルケア等普及事業		在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記
次のア及びイにより算出された額の合計額とする。		
ア フォーラム等開催経費	1,172千円	
イ 普及啓発パンフレット	2,668千円	

			経費に該当するもの。)
(6)在宅ターミナルケア等地域連携会議 1か所当たり 661千円			在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)
(7)訪問看護管理者研修事業 796千円			訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)
(8)高度在宅看護技術実務研修事業 2,436千円			高度在宅看護技術実務研修事業の実施に

必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

(9)医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討  
5,415 千円

医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

(10)医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業  
2,406 千円

医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業の実施に必

			<p>要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
カ 外国人看護師候補者就労研修支援対策事業		<p>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117千円</p> <p>(2)就労研修支援事業 1か所当たり 295千円</p>	<p>日本語習得支援事業の実施に必要な報償費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）</p> <p>就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）</p>	定額
キ 助産師活用推進事業		<p>次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。</p>		2分の1